

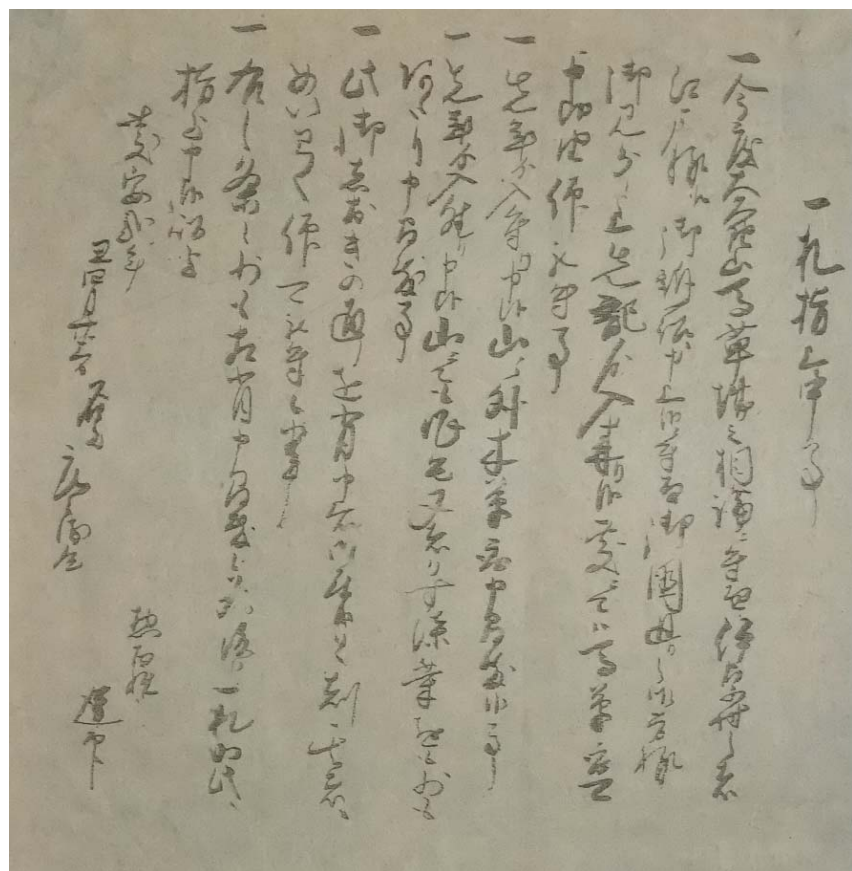
郷土の古文書

「その5 ^{いりあい}入会山争論(1)」

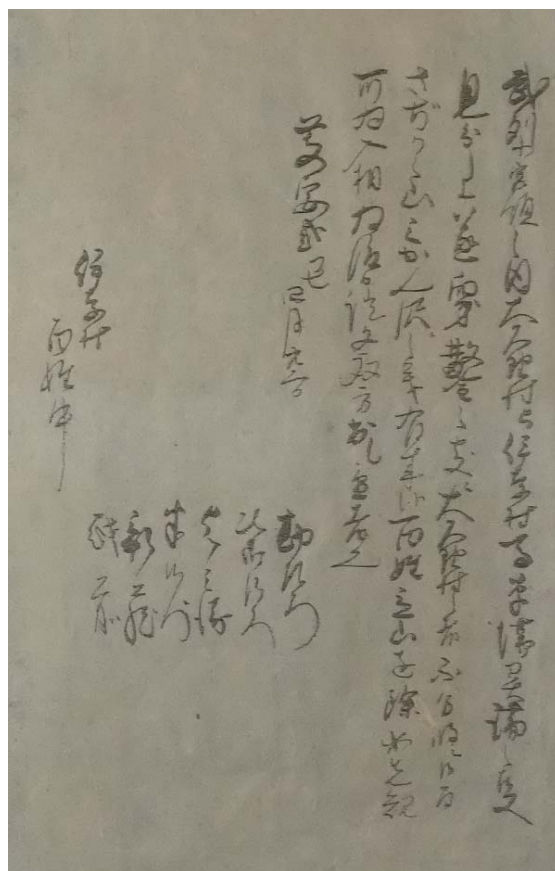
解説

「入会」とは一村または複数の村の人々が一箇所の山林、原野、河川敷などを共同で利用することをいい、その土地を「入会地」といいました。「入会地」は萱山、秣場(山)などとも呼ばれ、家畜の飼料、田畑の肥料、食料にする山菜、屋根に使う萱、燃料の薪炭、道や橋の用材等、村人が生活のために、そこから得ていたものは実に多彩でした。殊に、当時の農業は、草を刈り取って畑に敷き込む「刈敷(かりしき)」(当地方ではカッチキ、またはカッポシと言った)が主な肥料でした。

近世初頭の秋留台地はほとんどが開発され、耕地の拡大とともに秣場の不足は増していきました。



古文書②



古文書①

この古文書①は、江戸時代初期におおぐのむらいなむらら大久野村にある入会山について、伊奈村との争論がおり、それに対して大目付宮城越前守他5名より下された裁許状の写しです。

これによると、大久野村の者の言い分は不分明であり、幸神山のみかん沢たてやまのところの、昔からある百姓の立山を除いたところは前々の通り入会山として使ってよいと言われたのです。

この裁許を受けて、伊奈村の惣百姓が連印をして、伊奈村名主庄兵衛と取交わした文書の写しが②です。

解説文

① 武州小宮領之内大久野村^与伊奈村馬草場異論之事見分之上遂穿鑿之処^ニ大久野村之者不分明^ニ候間さぢかミ山ミかん沢之義有来候百姓立山を除如先規可為入相為後日証文双方出し置者也

慶安式丑四月廿二日

勘左衛門
次郎左衛門
与兵衛
半左衛門
新蔵
越前

伊奈村
百姓中

* * * * *

② 一札指上申事

一、今度大久野山馬草場之相論^ニ付^而伊奈村之者江戸様^江御訴訟申上候^ニ付^而御国廻り之御方様御見分之上先記^ニ入来り候処^ニてハ馬草取可申候由仰被付事

一、先年^ニ入来り申候山之外木草取申間敷候事
一、先年^ニ入来り申候山^ニても作毛^又者^者かす漆桑をも少もあたり申間敷事
一、此御しおきの通りを背申者御座候ハ、刻^期其者へめいわく仰可被付候事
一、右之条々少も相背申間敷候為後日一札如此^ニ指上申候以上

慶安式年

丑四月廿三日
名主 庄兵衛殿

惣百姓
連印

口語訳

① 小宮領の内大久野村と伊奈村で馬草場の争い^{まぐさば}がおこり、その事についていろいろ調べたところ、大久野村の者の言い分もはっきりしないので、幸神山のミかん沢のところの昔からある百姓の立山を除いたところは、前々の通り入りあつて馬草を採るようにさせる。後のためこの証文を両方へ出し置く。

慶安式丑年四月二十二日

勘左衛門
次郎左衛門
与兵衛
半左衛門
新蔵
越前

伊奈村
百姓中

* * * * *

② 一札指し上げ申事^{いざか}

一、この度大久野山馬草場の争論に付て伊奈村之者が奉行所へ訴えました事について役人が廻つてこれお調べいただいたところ前々より馬草を採つて来た所では今まで通り採つてよいというご裁許頂いた事

一、先年より馬草を採つてきた山の外は木草を取つてはならない事
一、先年より馬草を採つてきた山であっても、作つてある作物又はかず(楮)、漆、桑をも少しでもきずつけてはならない事
一、この取締りに背く者があれば、その者へ不利益、負担をかけることになる事
一、右の事柄に少しでも背かないようにします。後日のために一札さし上げ申します。以上

慶安式年^(一六四九)

丑年四月廿三日
名主 庄兵衛殿

惣百姓
連印